厚生労働大臣の定める掲示事項

（令和８年6月１日現在）

● 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者７人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また入院患者２５人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

● ＤＰＣ対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“ＤＰＣ対象病院”となっております。

※ 医療機関係数 1.6361（基礎係数1.0769＋機能評価係数Ⅰ0.4080＋機能評価係数Ⅱ0.1234＋救急補正係数0.0278＋激変緩和係数0.0000）

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。

● 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後６時以降）適温にて提供しております。

・入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

一般（70 歳未満）	70 歳以上の高齢者	標準負担額（1 食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550 円	
		（例外 1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330 円
		（例外 2）精神病床入院患者	260 円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円
該当なし	低所得者Ⅰ	130 円	

● 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。すべての患者さんへの明細書の発行については、自動精算機において、ご自分で発行の有無が選択できます。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の基本診療料、特掲診療料に係わる届出については、別掲の「施設基準届出状況」をご参照下さい。

● 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

● 保険外併用療養費について

・初診時選定療養費

外来医療の機能分化推進を図るため、地域医療支援病院（一般病床200床未満を除く）及び紹介受診重点医療機関（一般病床200床未満を除く）では、他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合には、初診時又は再診時に係わる費用を徴収することが義務化されております。初診に係わる費用として7,700円（税込）をご負担いただきます。

・再診時選定療養費

当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合、通常の医療費の他に3,300円（税込）をご負担いただきます。

・時間外選定療養費

夜間・休日など時間外に受診された患者さんには、時間外に係る費用として9,900円（税込）をご負担いただきます。ただし、他院からの救急受診のための紹介状を持参した場合、緊急性が高く、かつ高度な治療が必要な場合、当院医師から救急外来受診の指示があった場合にあっては、その限りでありません。

・180日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院期間が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自費負担していただきます。

特別料金の額（1日につき）2,530円

日本赤十字社 Japanese Red Cross Society 成田赤十字病院